

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成21年 1 月16日 提出
【計算期間】	第 8 期（自 平成19年10月17日 至 平成20年10月16日）
【ファンド名】	J A 海外債券ファンド
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 畠 善行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 7 番12号
【事務連絡者氏名】	長谷川 幸樹
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 7 番12号
【電話番号】	03-5221-1200
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類：追加型投信 / 海外 / 債券

属性区分：その他資産（投資信託証券：債券（一般）） / 年1回 / グローバル（除く日本） / ファミリーファンド / 為替ヘッジなし

○商品分類及び属性区分 一覧表

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、社団法人 投資信託協会のホームページ<<http://www.toushin.or.jp/>>をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MRF	特殊型
追加型投信		その他資産()		
	内外	資産複合	ETF	

追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表（当ファンドは、ファミリーファンド方式の為、商品分類（表紙）と属性区分における投資対象資産は異なります。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (除く日本)	ファミリー ファンド	(あり)	日経225	ブルーベア型
一般		日本				
大型株		年2回				
中小型株	欧州					
債券	年4回	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
一般	年6回 (隔月)	オセアニア				
公債		年12回 (毎月)			中南米	
社債					アフリカ	
その他債券	日々	中近東 (中東)			その他 ()	その他 ()
クレジット属性()		エマージング				
不動産投信		その他 ()	その他 ()			
その他資産 (投資信託証券・債券(一般))	エマージング					
資産複合()						
資産配分固定型		その他 ()	エマージング			
資産配分変動型						

その他資産：組入れている資産を記載するものとする。

年 1 回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

< 信託金の限度額 >

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第2条））

< ファンドの特色 >

日本を除く世界各国の債券等を主要投資対象とします。

・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。



・当ファンドは、JA海外債券マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の公社債、アセットバック証券¹、モーゲージ証券²等へ投資します。

¹「アセットバック証券」とは、クレジット債権や自動車ローン等の様々な債権や資産を裏付けとして発行される証券です。

２「モーゲージ証券」とは、多数の抵当貸付債権（住宅ローン）を集め（プールし）、これを裏付けに発行される証券です。

- ・投資対象とする債券は、原則として投資適格債（ＢＢＢ－格相当以上）とし、ポートフォリオ全体の平均格付けは原則としてＡ格以上を維持します。

シティグループ世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース）を中長期的に上回る成果を目指します。

- ・当ファンドは、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース）をベンチマークとします。
「ベンチマーク」とは、ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。
- ・シティグループ世界国債インデックス（除く日本）とは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、日本を除く世界主要国の国債市場全体の実勢を反映している指数といえます。
当インデックスの構成国は、米国、ドイツ、英国、シンガポール、オーストラリアなど北米、欧州、アジア、オセアニアの22カ国です。（平成20年12月現在）
- ・当ファンドの運用にあたっては、同インデックス（米ドルベース）をもとに、日興シティグループ証券株式会社の許諾を得て、当社が独自に円換算したものを採用しています。
- ・当インデックスは、年金の外国債券運用等においてもベンチマークとして数多く採用されています。

マザーファンドの外貨建資産等の運用指図に関する権限を、ウェリントン・マネジメントに委託します。

- ・米国有数の運用会社であるウェリントン・マネジメントがベンチマーク対比で以下の運用を行います。これらの運用手法に広く分散することによって、安定的な超過収益の獲得を目指します。また、ベンチマーク対比でのリスク管理も行います。

< トップダウン・アプローチ >

- 『国別配分』・・・・・・・・・・ 投資対象国別およびグローバルなファンダメンタルズ分析と各国別の債券および通貨のリスク・リターン分析に基づき、相対的に魅力的な国の債券や通貨の投資比率を引き上げます。
- 『デュレーション調整』・・・ ファンダメンタルズ分析に基づく金利見通しによりファンドの組入債券の入れ替え等によるデュレーション調整を行います。
- 『イールドカーブ調整』・・・ イールドカーブ（金利の利回り曲線）の動きを予測してファンドの組入債券の残存期間別配分を調整します。
- 『通貨配分』・・・・・・・・・・ 投資対象国のファンダメンタルズ分析によって為替相場の動きを予測して、ファンド全体に対するリスク管理に配慮しつつ、為替ポジション調整を行います。
- 『セクター配分』・・・・・・・・ セクター別のファンダメンタルズ分析に基づき、金利スプレッド比較等のセクター調査を行い、相対的に魅力的なセクター（国債、社債等の債券種別）の投資比率を引き上げます。

< ボトムアップ・アプローチ >

『個別銘柄選択』・・・・・・ 投資適格銘柄のうち財務・信用力分析、相対的バリュエーション分析に基づき割安な銘柄の債券を選択します。

<ウェリントン・マネジメントの概要>

・世界で最古の運用機関のひとつ

1928年に創業し、80年近くの歴史を持つ独立系投資運用会社

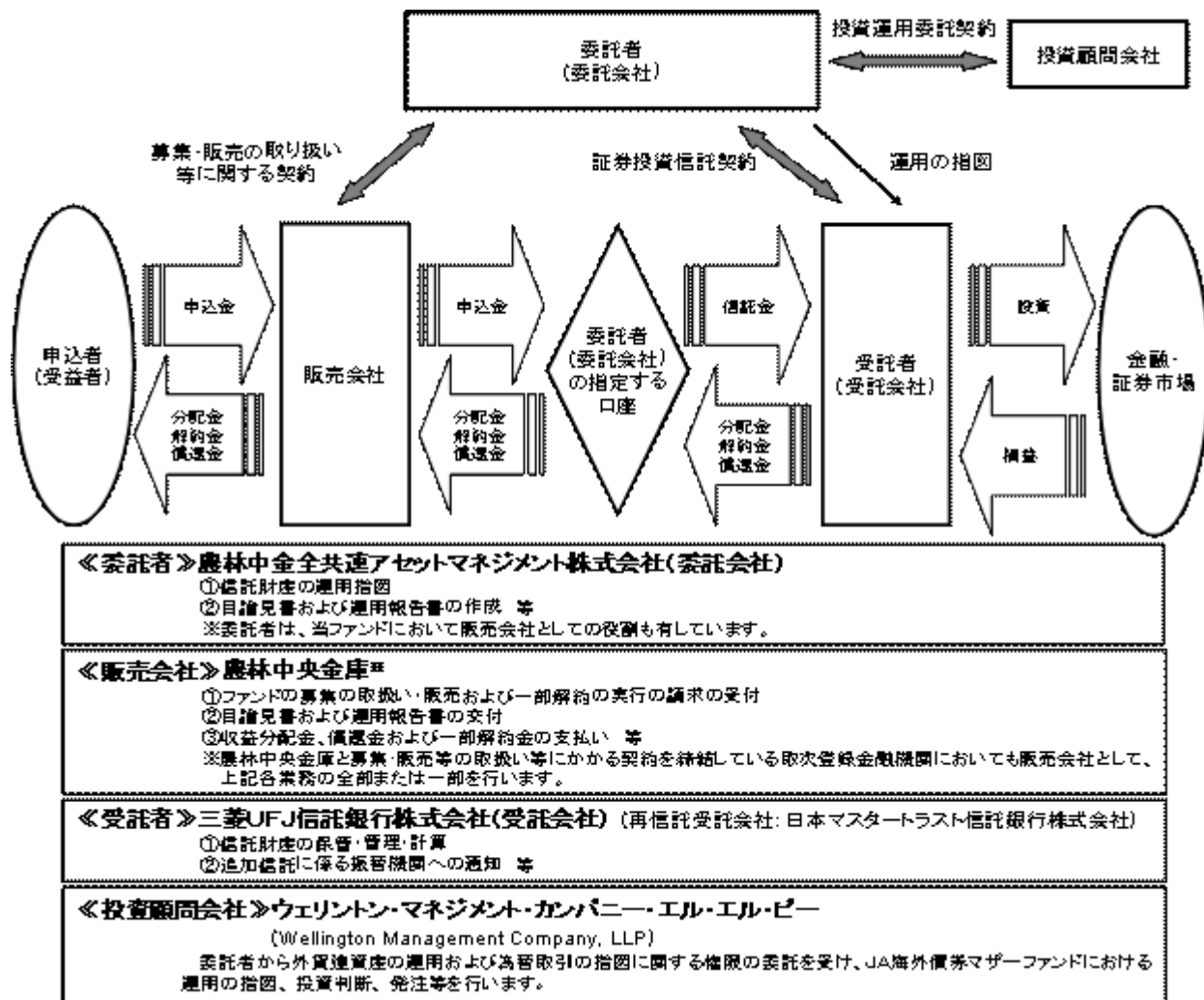
・世界で有数の運用機関のひとつ

2008年6月末の運用資産総額は、約5,505億ドル（約58兆円）

・グローバルな事業展開

ボストンに本拠を構え、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、東京等に拠点、世界40カ国以上の1,000を超える顧客に資産運用サービスを提供

(2)【ファンドの仕組み】



委託者（委託会社）の概況

資本金の額（平成20年11月28日現在）

19億 2 千万円

沿革

平成 5 年 9 月28日 農中投信株式会社設立 資本金15億円

10月 8 日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

平成 8 年 8 月20日 投資顧問業務の登録

9 月30日 投資一任業務認可取得

10月 1 日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更 資本金19億 2 千万円

平成12年10月 1 日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

平成19年 9 月30日 金融商品取引業の登録

大株主の状況（平成20年11月28日現在）

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町 1 丁目13番 2 号	19,550	50.91
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町 2 丁目 7 番 9 号	18,850	49.09

(参考)

< ウェリントン・マネジメントの概要 >

・世界で最古の運用機関のひとつ

1928年に創業し、80年近くの歴史を持つ独立系投資運用会社

・世界で有数の運用機関のひとつ

2008年6月末の運用資産総額は、約5,505億ドル（約58兆円）

・グローバルな事業展開

ボストンに本拠を構え、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、東京等に拠点、世界40カ国以上の1,000を超える顧客に資産運用サービスを提供

2【投資方針】**（1）【投資方針】****a．基本方針（運用の基本方針）**

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

「運用の基本方針」および「約款第○条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

b．運用方法**投資対象**

ＪＡ海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

なお、日本を除く世界各国の公社債に直接投資する場合があります。

投資態度

（イ）ＪＡ海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、当社が円ベースに換算したシティグループ世界国債インデックス（除く日本）を上回る投資成果を目指します。

（ロ）主要投資対象であるＪＡ海外債券マザーファンドの運用にあたりましては、主として日本を除く世界各国の公社債、アセットバック証券およびモーゲージ証券等に投資を行うことにより、当社が円ベースに換算したシティグループ世界国債インデックス（除く日本）に対しての超過収益の獲得に努めます。ＪＡ海外債券マザーファンドの運用につきましては、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エル・エル・ピーに外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を委託します。なお、ＪＡ海外債券マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位に保ちます。

（ハ）実質組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。また、通貨に関して、外国為替の売買の予約取引を行うことにより、収益の追求に努めることもあります。

（二）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】**a．投資の対象とする資産の種類（約款第14条の2）**

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りま。）

ハ．金銭債権

二．約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．運用の指図範囲等（約款第15条第1項から第3項）

委託者は、信託金を、主として農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結されたＪＡ海外債券マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券ならびに第1号から第18号（下記1．～18．）までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）を除きます。）
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第10号（上記1．～10．）の証券または証書の性質を有するもの
- 12．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 13．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 16．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 17．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 18．外国の者に対する権利で第17号（上記17．）の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号（上記1．）の証券または証書、第11号（上記11．）ならびに第13号（上記13．）の証券または証書のうち第1号（上記1．）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号（上記2．～6．）までの証券および第11号（上記11．）ならびに第13号（上記13．）の証券または証書のうち第2号から第6号（上記2．～6．）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、第１項（上記 ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で前号（上記 ５．）の権利の性質を有するもの

第１項（上記 ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第２項第１号から第６号（上記 １．～６．）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

１．運用体制

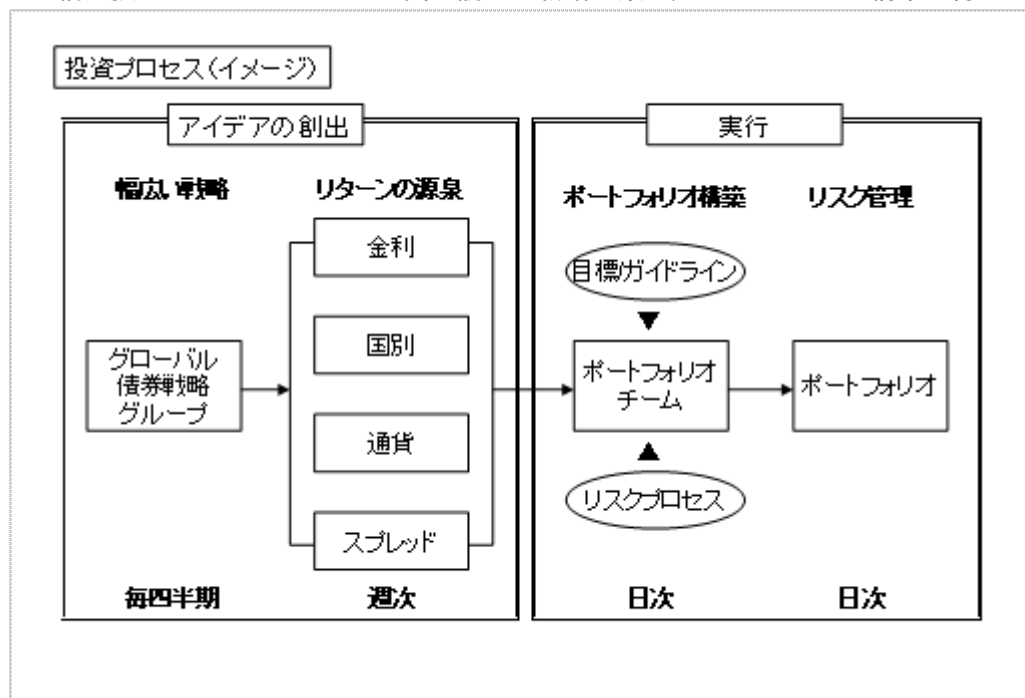
J A 海外債券ファンドは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。

J A 海外債券ファンドは、J A 海外債券マザーファンドを主要投資対象とします。

なお、同マザーファンドにおける外貨建資産・為替の運用は、ウェリントン・マネジメントに委託しています。

（１）ウェリントン・マネジメントの運用プロセス（外貨建資産・為替の運用）

ポートフォリオのデュレーション、国別配分、通貨配分、イールドカーブ、セクター配分、銘柄選択の６つのファクターに関し調査・戦略立案し、ポートフォリオ構築を行います。



（２）当ファンドの運用プロセス

ウェリントン・マネジメントによる運用計画の立案

当社は、毎月、ウェリントン・マネジメントに対して、上記プロセスに基づく外貨建資産・為替の運用に関する運用計画を立案させています。

全体の運用計画の立案

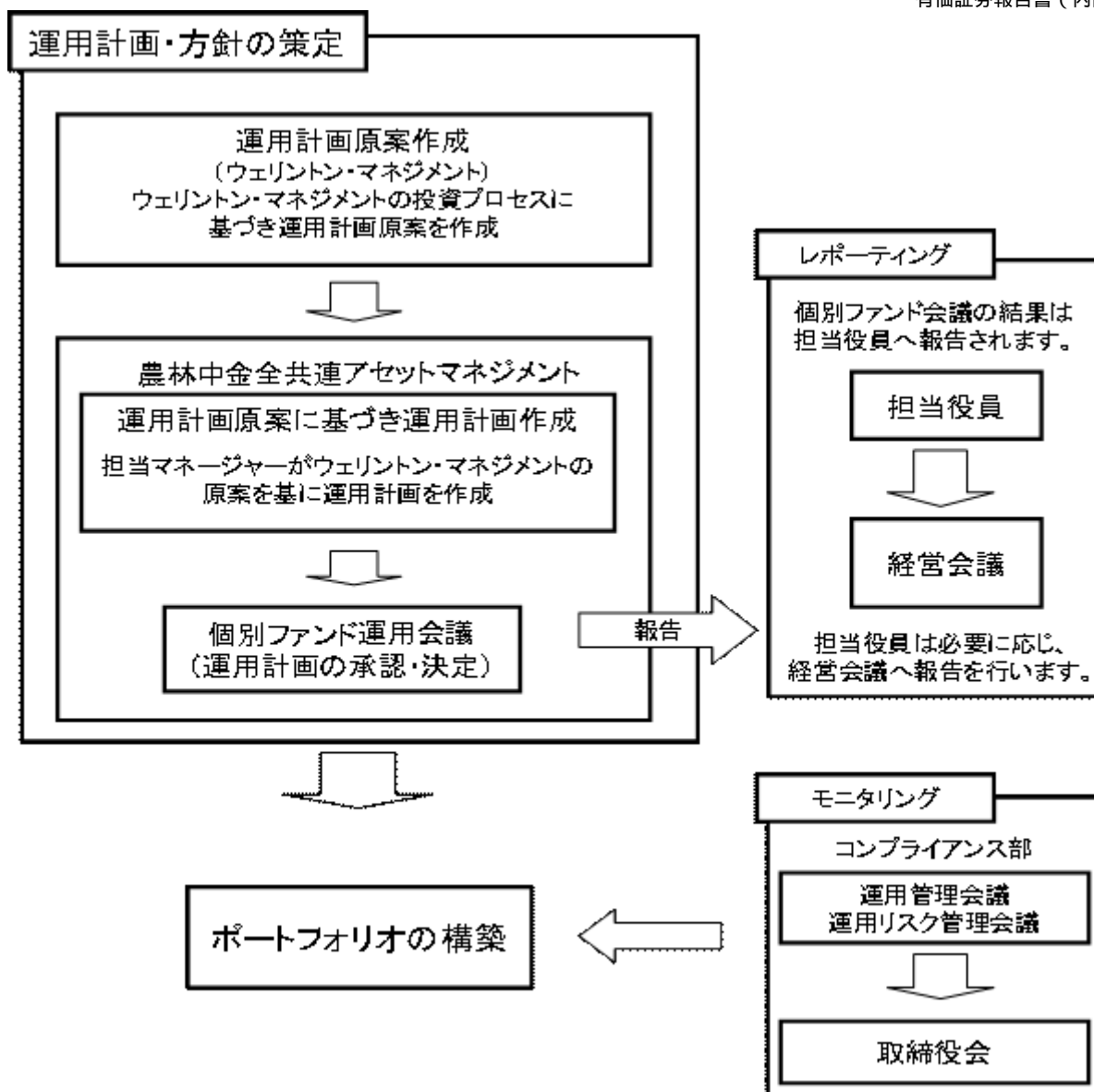
担当ファンドマネージャーは、投資信託約款および投資ガイドライン等に照らし、ウェリントン・マネジメントの運用計画案が適正であることを確認のうえ、ファンド全体としての運用計画を立案します。

運用計画の決定

運用計画案は、個別ファンド運用会議において、議論されたうえ、決定されます。

運用状況のモニタリング

運用計画、法令遵守等のモニタリングはコンプライアンス部が行い、運用管理会議においてモニタリング結果が報告されます。また、運用リスクのモニタリングおよびパフォーマンス分析はコンプライアンス部が行い、運用リスク管理会議においてモニタリング・分析結果が報告されます。



2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	40名程度 (うち 投資判断に携わる者 25名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度

3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社およびJ A 海外債券マザーファンドの外貨建て資産・為替の運用の委託を行うウェリントン・マネジメントについて、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

a．収益分配方針（運用の基本方針 ３．収益分配方針）

毎決算時（毎年10月16日、休業日に該当する場合は翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲

諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

原則として、親投資信託に帰属する利子・配当収益のうち、信託財産に帰属する利子・配当収益を中心に分配を行います。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

b．収益の分配方式（約款第40条）

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c．収益分配金の再投資等（約款第41条第１項から第３項）

受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金（委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。）が販売会社に交付されます。

販売会社は、別に定める契約（累積投資契約）に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第９条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第９条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

a．親投資信託への投資制限（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限）

J A 海外債券マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

b．株式への投資制限（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限、約款第15条第４項および第５項）

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100

分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c．外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

d．投資する株式の範囲（約款第17条）

委託者が投資することを指図する株式は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

e．同一銘柄の株式への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第18条）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第1項（上記）において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

f．信用取引の指図範囲（約款第19条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。

第1項（上記）の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、第2項（上記）の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしてします。

g．先物取引等の運用指図（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第20条）

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとしてします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびにオプション取引および外国の取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引ならびにオプション取引および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

h．スワップ取引の運用指図（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第21条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった

受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

第3項（上記）において、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該スワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

i．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第22条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

j．有価証券の貸付の指図および範囲（約款第23条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を第1号（下記1．）および第2号（下記2．）の範囲内で貸付けるとの指図をすることができます。

1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

第1項第1号（上記 1．）および第2号（上記 2．）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

k．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第24条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

1. 外国為替予約の指図（約款第25条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第1項（上記）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

第2項（上記）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

m. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図（約款第31条）

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

n. 再投資の指図（約款第32条）

委託者は、約款第31条（上記m.）の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

o. 資金の借入れ（約款第33条）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

p. デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

q. 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

（参考）

「J A海外債券マザーファンドの概要」

（１）投資方針

a．基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

b．運用方法

投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

（イ）主として日本を除く世界各国の公社債、アセットバック証券およびモーゲージ証券等に投資を行うことにより、当社が円ベースに換算したシティグループ世界国債インデックス（除く日本）を上回る投資成果を目指します。

（ロ）運用にあたりましては、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エル・エル・ピーに外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を委託します。

この投資信託は、原則としてファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により、割安銘柄の発掘および投資ならびに各通貨間での為替運用を行い、当社が円ベースに換算したシティグループ世界国債インデックス（除く日本）に対しての超過収益の獲得に努めます。また、投資対象とする公社債は、B B B マイナス格相当以上の格付を有する投資適格債とし、格付の低下により投資不適格となった場合には、該当銘柄の流動性を考慮しつつ、速やかに売却するよう指図を行います。

なお、公社債等の主要投資証券の組入比率は原則として高位に保ちます。

（ハ）組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。また、通貨に関して、外国為替の売買の予約取引を行うことにより、収益の追求に努めることもあります。

（二）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）投資対象

運用の指図範囲等（約款第10条第1項から第3項）

委託者（約款第12条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、約款第11条、約款第13条から約款第18条まで、約款第21条および約款第27条から約款第29条までについて同じ。）は、信託金を、主として第1号から第18号（下記1．～18．）までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債につい

ての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第10号（上記1.～10.）の証券または証書の性質を有するもの
12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で第17号（上記17.）の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号（上記1.）の証券または証書、第11号（上記11.）ならびに第13号（上記13.）の証券または証書のうち第1号（上記1.）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号（上記2.～6.）までの証券および第11号（上記11.）ならびに第13号（上記13.）の証券または証書のうち第2号から第6号（上記2.～6.）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、第1項（上記 ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号（上記 5.）の権利の性質を有するもの
- 第1項（上記 ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、第2項第1号から第6号（上記 1.～6.）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）投資制限

- a. 株式への投資制限（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限、約款第10条第4項）
委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b．外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

c．投資する株式の範囲（約款第13条）

委託者が投資することを指図する株式は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

d．同一銘柄の株式への投資制限（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第14条）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

e．信用取引の指図範囲（約款第15条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

第1項（上記）の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、第2項（上記）の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

f．先物取引等の運用指図（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第16条）

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびにオプション取引および外国の取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引ならびにオプション取引および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

g．スワップ取引の運用指図・目的・範囲（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第17条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価

額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

h．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限、約款第18条）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

i．有価証券の貸付の指図および範囲（約款第19条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を第1号（下記1．）および第2号（下記2．）の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

第1項第1号（上記 1．）および第2号（上記 2．）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

j．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第20条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

k．外国為替予約の指図（約款第21条）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第1項（上記 ）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

第2項（上記 ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

○ 本書提出日の直近日（平成20年11月28日）現在において、「J A 海外債券マザーファンド」を投資対象とするファンドは以下のとおりです。

なお、「J A 海外債券マザーファンド」を投資対象とする他のファンドが設定されることがあります。

ファンド名
J A 海外債券ファンド

ＪＡ海外債券私募ファンド（適格機関投資家専用）
ＪＡ資産設計ファンド（安定型）
ＪＡ資産設計ファンド（成長型）
ＪＡ資産設計ファンド（積極型）
ＪＡグローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）
ＪＡ海外債券ファンド（隔月分配型）

３【投資リスク】

（１）投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、実質的に公社債などの値動きのある証券（外国証券には為替変動リスク等もあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、当ファンドは、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息の保証はありません。また、当ファンドは、預金（貯金）保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、登録金融機関の販売の場合には投資者保護基金の対象でもありません。投資した資産の価値の減少を含むリスクは受益者に負っていただくことになります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

金利変動リスク

一般に、債券は市場金利の変動の影響を受け価格が変動します。市場金利が上昇した場合には、ファンドに組入れている債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。債券価格の下落幅は債券の残存期間、発行体および債券の種類等によって異なります。

為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受け、その円換算した価値も変動します。外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高となった場合には、ファンドに組入れている外貨建資産の円換算した価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国為替相場は外国為替市場の需給、世界各国の投資環境・金利動向のほか各国政府・中央銀行の介入・通貨政策等によって短期間に大きく変動することもありますので、当該通貨に対して極端に円高が進行する場合には、ファンドの基準価額も大きく下落することがあります。

信用リスク

一般に、債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の発行体（国・企業等）の財政難や業績不振等により当該債券等の信用力（格付）が低下した場合や当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等のデフォルト（債務不履行）が生じた場合には、ファンドに組入れている債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の価格が大きく下落し、あるいは無価値となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引

量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

留意事項

当ファンドは、ベンチマークを中長期的に上回る成果を目指しますが、仮にファンドがベンチマークを上回る成果を上げていたとしてもベンチマーク自体が下落している場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

実質的な外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないことから、基準価額は大きく変動することもあります。

また、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

「為替ヘッジ」とは、「為替変動リスク」を軽減するために行う外国為替取引を意味します。

（２）投資リスクに対する管理体制

フロントにおけるリスク管理体制

- ・フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、国別配分・通貨配分等のリスク配分の分散状況を管理しています。また、投資ガイドラインや個別ファンド運用会議で決められた投資方針の範囲内となるよう、管理を行っています。
- ・担当ファンドマネージャーは毎月、リスク管理の実績を個別ファンド運用会議に報告しています。

ミドルにおけるリスク管理体制

- ・ミドル部門（コンプライアンス部）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行うことにより、フロント部門への牽制機能の発揮に加え、受益者からの負託に適う適正なファンド運用プロセスを確保する役割を果たしています。

具体的には、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催します。

また、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとした各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催します。

〔運用管理会議〕

原則として月１回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

〔運用リスク管理会議〕

原則として月１回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

＜通常（確定拠出年金制度に基づく申込の取扱いを除きます。以下同じ。）の申込＞の場合
申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.575%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
半休日は午前9時から正午まで
＜ホームページアドレス＞<http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

＜確定拠出年金制度に基づく申込^{（注）}＞の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

（注）「確定拠出年金制度に基づく申込」とは、確定拠出年金法に規定する加入者等の行った運用の指図に基づき、同法に規定する資産管理機関又は連合会（同法に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）が行う申込をいいます。（以下同じ。）

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりませんが、換金（解約）時に、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額（当該基準価額に0.20%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.26%（税抜1.20%）の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおりとします。

（年率）

委託者	販売会社	受託者	合計
0.6825% （税抜0.65%）	0.525% （税抜0.50%）	0.0525% （税抜0.05%）	1.26% （税抜1.20%）

信託報酬の販売会社への配分は、「第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格（2）ファンドの仕組み」に記載されています各業務に対する代行手数料であり、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとします。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

運用の指図範囲等（約款第15条）に規定する親投資信託の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、上記に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期

未または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。

上記に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年率0.525%（税抜0.50%）以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

（４）【その他の手数料等】

信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.00315%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。また、当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

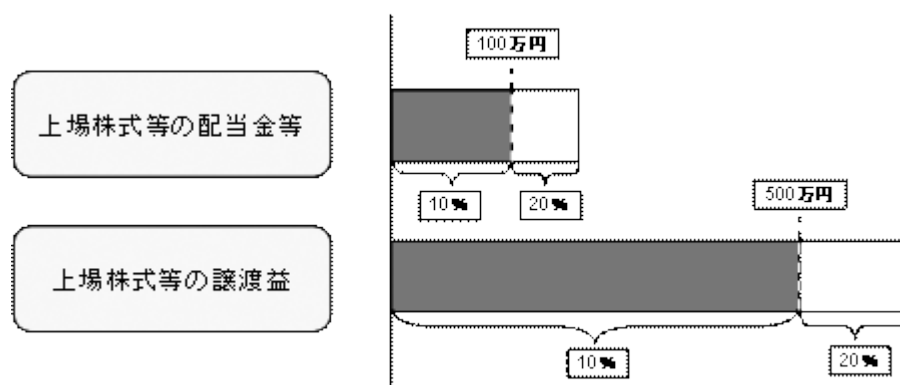
（５）【課税上の取扱い】

通常の申込に係る課税上の取扱いは、以下のとおりです。

なお、確定拠出年金制度に基づく申込の場合は、同制度に係る税制が適用されます。

<個人、法人別の課税の取扱いについて>

個人の受益者に対する課税



○収益分配金に対する課税

（上場株式等の配当金等（公募株式投資信託の分配金・上場株式等の配当金等））

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、上場株式等の配当金等と合算し、その合計額により以下のとおり課税されます。

・1年間に受け取る上場株式等の配当金等の合計額が

（a）100万円以下の場合（原則として確定申告不要です。）

税率10%（所得税7%、地方税3%）が適用されます。

（b）100万円超の場合（確定申告が必要となります。）

100万円超の部分について税率20%（所得税15%、地方税5%）が適用されます。

- 1 合計額の算定にあたっては、年間1銘柄あたり1万円以下のものについては算定対象外となります。
- 2 確定申告が不要な場合でも、申告分離課税または総合課税を選択し申告することができます。

（注）平成23年1月より、金額に関係なく一律20%（所得税15%、地方税5%）となります。

○一部解約時・償還時における課税

（上場株式等（公募株式投資信託・上場株式等）の譲渡益）

公募株式投資信託の一部解約・償還により交付を受ける金銭等の合計額は、その全額を譲渡収入とみなして課税されます。

一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）は、上場株式等の譲渡益と合わせて、その合計額により以下のとおり課税されます。

・1年間の譲渡益の合計額が

（a）500万円以下の場合（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

税率10%（所得税7%、地方税3%）が適用されます。

（b）500万円超の場合（確定申告が必要となります。）

500万円超の部分について税率20%（所得税15%、地方税5%）が適用されます。

（注）平成23年1月より、金額に関係なく一律20%（所得税15%、地方税5%）となります。

○損益通算について

・公募株式投資信託や上場株式等の譲渡損失については譲渡益および公募株式投資信託の分配金や上場株式等の配当金等との損益通算が可能です。

利益 損失	株式配当金 株式投資信託分配金	株式投資信託 解約・償還益	株式譲渡益	株式投資信託譲渡益
株式投資信託 解約・償還損	○	○	○	○
株式投資信託 譲渡損	○	○	○	○
株式譲渡損	○	○	○	○

法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。なお、税額控除が適用されます。

上記7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率は、平成21年4月から15%（所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。）の源泉徴収となります。

（注）個人および法人の受益者に対する課税については、本書提出日の直近日現在のものであり、税制が改正された場合等には、上記の内容が変更となることがあります。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >をご参照ください。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注意）

- 当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっていません。
- 販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
- 法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。
- 税制が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。詳しくは、販売会社、税務署などへお問い合わせください。

5【運用状況】（平成20年11月28日現在）

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しています。したがって、表示の合計値が個別数値の合計と一致しない場合もあります。

(1)【投資状況】

< J A 海外債券ファンド >

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	346,285,874	100.22
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		775,858	0.22
合計（純資産総額）		345,510,016	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

（参考）

< J A 海外債券マザーファンド >

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	3,928,085,967	21.69
	カナダ	277,552,579	1.53
	ドイツ	2,847,233,353	15.72
	イタリア	1,720,439,534	9.50
	フランス	2,352,242,813	12.99
	イギリス	1,369,153,667	7.56
	シンガポール	159,601,817	0.88
	オランダ	662,118,726	3.66
	スペイン	542,066,650	2.99
	ベルギー	493,199,139	2.72
	スウェーデン	111,283,593	0.61
	オーストリア	259,288,764	1.43
	フィンランド	61,368,180	0.34
	デンマーク	128,488,012	0.71
	アイルランド	79,932,814	0.44
	ギリシャ	375,569,322	2.07
	ポーランド	127,306,628	0.70
	ポルトガル	149,837,984	0.83
	小 計	15,644,769,542	86.37
特殊債券	アメリカ	472,751,134	2.61
	ドイツ	276,591,666	1.53
	小 計	749,342,800	4.14
社債券	アメリカ	335,006,914	1.85
	カナダ	46,848,244	0.26
	イギリス	45,429,174	0.25
	小 計	427,284,332	2.36
外国貸付債権信託受益証券	アメリカ	183,891,141	1.02
	オーストラリア	84,587,389	0.47
	小 計	268,478,530	1.48
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,024,183,665	5.65

合計（純資産総額）	18,114,058,869	100.00
-----------	----------------	--------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

その他の資産として以下のとおり為替予約取引を利用しています。

資産の種類	地域別 （国名）	評価金額 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引（買建）ドル	日本	13,420,268,628	74.09
為替予約取引（買建）カナダドル	日本	1,217,716,410	6.72
為替予約取引（買建）オーストラリアドル	日本	964,869,150	5.33
為替予約取引（買建）ポンド	日本	2,004,265,670	11.06
為替予約取引（買建）スイスフラン	日本	1,133,069,300	6.26
為替予約取引（買建）シンガポールドル	日本	691,429,220	3.82
為替予約取引（買建）ニュージーランドドル	日本	254,824,020	1.41
為替予約取引（買建）スウェーデンクローネ	日本	236,059,150	1.30
為替予約取引（買建）ノルウェークローネ	日本	974,109,970	5.38
為替予約取引（買建）デンマーククローネ	日本	85,816,800	0.47
為替予約取引（買建）ポーランドズロチ	日本	260,102,530	1.44
為替予約取引（買建）ユーロ	日本	4,357,034,640	24.05
為替予約取引（売建）ドル	日本	13,131,564,338	72.49
為替予約取引（売建）カナダドル	日本	1,085,001,870	5.99
為替予約取引（売建）オーストラリアドル	日本	1,033,062,100	5.70
為替予約取引（売建）ポンド	日本	1,846,204,442	10.19
為替予約取引（売建）スイスフラン	日本	1,016,909,620	5.61
為替予約取引（売建）シンガポールドル	日本	775,428,320	4.28
為替予約取引（売建）ニュージーランドドル	日本	209,499,900	1.16
為替予約取引（売建）スウェーデンクローネ	日本	218,518,550	1.21
為替予約取引（売建）ノルウェークローネ	日本	895,291,650	4.94
為替予約取引（売建）デンマーククローネ	日本	274,694,580	1.52
為替予約取引（売建）ポーランドズロチ	日本	216,252,710	1.19
為替予約取引（売建）ユーロ	日本	4,892,237,140	27.01

（注１）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

（注２）為替予約取引の評価方法については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

< J A 海外債券ファンド >

a．評価額（全銘柄）

国／ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
				単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
日本	親投資信託 受益証券	J A 海外債券マ ザーファンド	193,315,399	1.8544	358,501,925	1.7913	346,285,874	100.22

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b．全銘柄の種類別投資比率

種類別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.22
合計	100.22

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率です。

（参考）

< J A 海外債券マザーファンド >

a . 評価額上位30銘柄

国/ 地域	種類	銘柄名	通貨	数量 (額面)	帳簿価額		評価額		邦貨換算 帳簿価額 (円)	邦貨換算 評価額 (円)	利率 (%)	償還年月日	投資 比率 (%)
					単価 (当該 通貨)	金額 (当該通貨)	単価 (当該 通貨)	金額 (当該通貨)					
アメ リカ	国債 証券	T-NOTE 4.125 120831	ドル	14,570,000	106.64	15,537,539.05	110.20	16,056,595.30	1,484,456,480	1,534,047,114	4.125	2012/8/31	8.47
ドイ ツ	国債 証券	BUND 5.25 100704	ユーロ	9,650,000	103.53	9,990,645.00	104.63	10,096,795.00	1,231,047,276	1,244,127,079	5.25	2010/7/4	6.87
フラ ンス	国債 証券	OAT 4.0 130425	ユーロ	7,975,000	104.03	8,296,950.75	104.04	8,297,190.00	1,022,350,271	1,022,379,751	4.0	2013/4/25	5.64
イタ リア	国債 証券	BTPS 4.25 130415	ユーロ	5,920,000	100.40	5,943,680.00	101.39	6,002,288.00	732,380,249	739,601,927	4.25	2013/4/15	4.08
アメ リカ	国債 証券	T-NOTE 3.875 180515	ドル	7,025,000	99.91	7,018,726.73	107.79	7,572,730.46	670,569,151	723,498,668	3.875	2018/5/15	3.99
フラ ンス	国債 証券	OAT 4.0 180425	ユーロ	5,130,000	100.39	5,150,344.25	102.52	5,259,276.00	634,625,418	648,047,988	4.0	2018/4/25	3.58
アメ リカ	国債 証券	T-NOTE 4.00 140215	ドル	5,985,000	105.38	6,307,257.77	110.31	6,602,203.11	602,595,407	630,774,485	4.0	2014/2/15	3.48
フラ ンス	国債 証券	OAT 5.0 120425	ユーロ	4,225,000	104.25	4,404,562.50	106.80	4,512,300.00	542,730,191	556,005,606	5.0	2012/4/25	3.07
イギ リス	国債 証券	GILT 4.0 160907	ポンド	3,640,000	97.00	3,530,800.00	102.44	3,728,816.00	519,451,296	548,583,409	4.0	2016/9/7	3.03
イタ リア	国債 証券	BTPS 5.75 330201	ユーロ	3,940,000	108.10	4,259,218.80	108.50	4,274,900.00	524,820,940	526,753,178	5.75	2033/2/1	2.91
イタ リア	国債 証券	BTPS 4.5 190301	ユーロ	3,680,000	95.01	3,496,368.00	100.14	3,685,152.00	430,822,464	454,084,429	4.5	2019/3/1	2.51
ドイ ツ	国債 証券	BUND 4.0 370104	ユーロ	3,295,000	90.40	2,978,680.00	103.36	3,405,712.00	367,032,949	419,651,832	4.0	2037/1/4	2.32
イギ リス	国債 証券	GILT 4.25 360307	ポンド	2,585,000	91.97	2,377,553.75	100.75	2,604,387.50	349,785,707	383,157,489	4.25	2036/3/7	2.12
ドイ ツ	国債 証券	BUND 4.25 180704	ユーロ	2,810,000	102.36	2,876,544.25	107.82	3,029,742.00	354,447,782	373,324,809	4.25	2018/7/4	2.06
アメ リカ	国債 証券	T-NOTE 2.75 100731	ドル	3,700,000	102.17	3,780,359.37	103.11	3,815,335.95	361,175,534	364,517,196	2.75	2010/7/31	2.01
ベル ギー	国債 証券	BELGIUM 4.00 170328	ユーロ	2,770,000	96.60	2,676,062.00	100.30	2,778,310.00	329,744,359	342,343,358	4.0	2017/3/28	1.89
オラ ンダ	国債 証券	NETH GOV 4.25 130715	ユーロ	2,405,000	101.56	2,442,518.00	104.98	2,524,769.00	300,967,067	311,102,036	4.25	2013/7/15	1.72
アメ リカ	特殊 債券	FHLMC A78762 5.5	ドル	2,925,896.49	98.44	2,880,252.50	101.64	2,973,899.33	275,179,323	284,126,341	5.5	2038/6/1	1.57

アメリカ	国債証券	T-BOND 4.5 380515	ドル	2,280,000	104.26	2,377,128.00	117.78	2,685,412.50	227,110,809	256,564,310	4.5	2038/5/15	1.42
スペイン	国債証券	SPA GOVT 4.2 130730	ユーロ	1,725,000	103.13	1,779,024.50	103.08	1,778,130.00	219,211,398	219,101,178	4.2	2013/7/30	1.21
アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.25 110115	ドル	2,100,000	106.24	2,231,175.00	107.05	2,248,148.44	213,166,459	214,788,101	4.25	2011/1/15	1.19
ドイツ	国債証券	BUND 5.25 110104	ユーロ	1,600,000	105.62	1,690,016.00	106.09	1,697,440.00	208,243,771	209,158,556	5.25	2011/1/4	1.15
オランダ	国債証券	NETH GOV 5.0 120715	ユーロ	1,590,000	104.47	1,661,073.00	106.68	1,696,212.00	204,677,415	209,007,242	5.0	2012/7/15	1.15
ドイツ	国債証券	OBL 4.0 120413	ユーロ	1,600,000	101.45	1,623,200.00	104.66	1,674,560.00	200,010,704	206,339,283	4.0	2012/4/13	1.14
アメリカ	国債証券	T-BOND 5.375 310215	ドル	1,720,000	112.06	1,927,475.00	124.07	2,134,143.75	184,150,961	203,896,093	5.375	2031/2/15	1.13
ドイツ	国債証券	BUND 5.50 310104	ユーロ	1,365,000	110.17	1,503,820.50	120.81	1,649,056.50	185,300,762	203,196,741	5.5	2031/1/4	1.12
スペイン	国債証券	SPA GOVT 4.1 180730	ユーロ	1,525,000	99.16	1,512,308.63	101.64	1,550,010.00	186,346,669	190,992,232	4.1	2018/7/30	1.05
ドイツ	特殊債券	KPW 4.375 131011	ユーロ	1,400,000	100.04	1,400,560.00	103.60	1,450,400.00	172,577,003	178,718,288	4.375	2013/10/11	0.99
ギリシャ	国債証券	GREEK GOV 4.6 130520	ユーロ	1,375,000	100.25	1,378,437.50	100.51	1,382,012.50	169,851,068	170,291,580	4.6	2013/5/20	0.94
オーストリア	国債証券	AUSTRIA 4.65 180115	ユーロ	1,275,000	104.16	1,328,040.00	106.34	1,355,835.00	163,641,088	167,065,988	4.65	2018/1/15	0.92

（注１）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額（邦貨換算金額）の比率です。

（注２）邦貨換算金額は、該当日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により当該通貨金額を邦貨換算しています。

ｂ．全銘柄の種類別投資比率

種類別	投資比率（％）
国債証券	86.37
特殊債券	4.14
社債券	2.36
外国貸付債権信託受益証券	1.48
合計	94.35

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価額（邦貨換算金額）の比率です。

【投資不動産物件】

< J A 海外債券ファンド >

該当事項はありません。

（参考）

< J A 海外債券マザーファンド >

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

< J A 海外債券ファンド >

該当事項はありません。

（参考）

< J A 海外債券マザーファンド >

国 / 地域	資産の種類	数量 (当該通貨)	帳簿価額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	為替予約取引 買建				
	ドル	140,754,233.11	13,927,116,999	13,420,268,628	74.09
	カナダドル	15,763,000.00	1,303,971,956	1,217,716,410	6.72
	オーストラリアドル	15,447,000.00	984,195,163	964,869,150	5.33
	ポンド	13,645,000.00	2,282,170,708	2,004,265,670	11.06
	スイスフラン	14,213,000.00	1,218,077,679	1,133,069,300	6.26
	シンガポールドル	10,908,000.00	729,990,321	691,429,220	3.82
	ニュージーランドドル	4,862,000.00	281,907,273	254,824,020	1.41
	スウェーデンクローネ	19,773,000.00	259,196,875	236,059,150	1.30
	ノルウェークローネ	71,211,000.00	1,063,064,080	974,109,970	5.38
	デンマーククローネ	5,220,000.00	91,508,267	85,816,800	0.47
	ポーランドズロチ	7,996,000.00	292,062,686	260,102,530	1.44
	ユーロ	35,447,000.00	4,553,189,117	4,357,034,640	24.05
	為替予約取引 売建				
	ドル	137,714,958.51	13,594,388,042	13,131,564,338	72.49
	カナダドル	14,041,000.00	1,163,709,990	1,085,001,870	5.99
	オーストラリアドル	16,546,000.00	1,060,664,910	1,033,062,100	5.70
	ポンド	12,565,421.87	2,124,981,604	1,846,204,442	10.19
	スイスフラン	12,757,000.00	1,085,898,370	1,016,909,620	5.61
	シンガポールドル	12,235,000.00	814,446,150	775,428,320	4.28
	ニュージーランドドル	4,008,000.00	225,740,080	209,499,900	1.16
	スウェーデンクローネ	18,299,000.00	238,512,280	218,518,550	1.21
	ノルウェークローネ	65,407,000.00	969,855,650	895,291,650	4.94
	デンマーククローネ	16,751,000.00	277,366,690	274,694,580	1.52
	ポーランドズロチ	6,638,000.00	219,381,740	216,252,710	1.19
	ユーロ	39,816,000.00	5,192,712,270	4,892,237,140	27.01

（注１）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

（注２）為替予約取引の評価方法については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (分配落ち)(円)	純資産総額 (分配付き)(円)	基準価額 (分配落ち)(円)	基準価額 (分配付き)(円)
第 1 期計算期間末 平成13年10月16日	5,470,234	5,569,587	10,902	11,100
第 2 期計算期間末 平成14年10月16日	16,789,161	17,276,811	12,084	12,435
第 3 期計算期間末 平成15年10月16日	60,671,373	62,374,086	12,115	12,455
第 4 期計算期間末 平成16年10月18日	113,295,849	116,450,730	12,928	13,288
第 5 期計算期間末 平成17年10月17日	187,354,005	191,791,522	13,507	13,827
第 6 期計算期間末 平成18年10月16日	301,220,229	308,473,752	14,119	14,459
第 7 期計算期間末 平成19年10月16日	338,665,776	350,845,742	14,733	15,262
第 8 期計算期間末 平成20年10月16日	345,976,516	358,191,074	12,177	12,607
平成19年11月末日	355,508,022	-	14,595	-
12月末日	368,440,379	-	14,832	-
平成20年 1 月末日	355,968,532	-	14,261	-
2 月末日	366,804,986	-	14,283	-
3 月末日	365,940,782	-	14,050	-
4 月末日	376,534,350	-	14,310	-
5 月末日	384,229,167	-	14,312	-
6 月末日	401,122,789	-	14,567	-
7 月末日	409,198,116	-	14,764	-
8 月末日	411,732,619	-	14,587	-
9 月末日	387,801,694	-	13,729	-
10月末日	341,058,579	-	11,745	-
11月末日	345,510,016	-	11,734	-

(注) 基準価額は、1 万口当りの純資産額を表示しています。

【分配の推移】

	1 万口当り分配金 (税込み)
第 1 期計算期間 (平成13年10月16日)	198円
第 2 期計算期間 (平成14年10月16日)	351円
第 3 期計算期間 (平成15年10月16日)	340円
第 4 期計算期間 (平成16年10月18日)	360円
第 5 期計算期間 (平成17年10月17日)	320円
第 6 期計算期間 (平成18年10月16日)	340円

第 7 期計算期間（平成19年10月16日）	530円
第 8 期計算期間（平成20年10月16日）	430円

（注）分配金については、外国所得税控除を考慮しています。

【収益率の推移】

	収益率
第 1 期計算期間（平成13年10月16日）	11.0%
第 2 期計算期間（平成14年10月16日）	14.1%
第 3 期計算期間（平成15年10月16日）	3.1%
第 4 期計算期間（平成16年10月18日）	9.7%
第 5 期計算期間（平成17年10月17日）	7.0%
第 6 期計算期間（平成18年10月16日）	7.0%
第 7 期計算期間（平成19年10月16日）	8.1%
第 8 期計算期間（平成20年10月16日）	14.4%

（注）収益率＝（当期末の分配付き基準価額－前期末の分配落ち基準価額）／前期末の分配落ち基準価額×100
で算出しています。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成12年11月24日 有価証券届出書の提出
平成12年12月11日 募集開始日
平成12年12月22日 信託契約締結日、ファンドの設定および運用開始日
平成19年1月4日 振替制度へ移行

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。

継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（2）取得申込

< 通常（確定拠出年金制度に基づく申込の取扱いを除きます。以下同じ。）の申込 > の場合

（イ）当ファンドの取得申込については、原則として午後3時（金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに取得の申し込みが行われ、かつ、当該取得申込の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の申し込みとします。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

（ロ）委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、取得申込の受け付けを行いません。

また、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ハ）当ファンドは、収益分配を行った場合、税金を差し引いた後、収益分配金を無手数料で再投資を行う「分配金再投資（累積投資）」専用のファンドです。

このため、取得申込者は、販売会社との間で、「J A 海外債券ファンド累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

「J A 海外債券ファンド累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）については、別の名称で同様の権利義務内容を定める契約または規定が用いられることがあり、この場合には、当該別の名称に読み替えるものとします。（以下同じ。）

（ニ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

< 確定拠出年金制度に基づく申込^{（注）} > の場合

確定拠出年金制度に係る手続きが必要になります。

（注）「確定拠出年金制度に基づく申込」とは、確定拠出年金法に規定する加入者等の行った運用の指図に基づき、同法に規定する資産管理機関又は連合会（同法に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）が行う申込をいいます。（以下同じ。）

（３）申込単位

＜通常の申込＞の場合

１万円以上１円単位とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合の申込単位は、１口の整数倍とします。

＜確定拠出年金制度に基づく申込＞の場合

１円以上１円単位とします。

（４）申込手数料

＜通常の申込＞の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.575%（税抜1.5%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
半休日は午前９時から正午まで
＜ホームページアドレス＞<http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

＜確定拠出年金制度に基づく申込＞の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

（５）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
半休日は午前９時から正午まで
＜ホームページアドレス＞<http://www.ja-asset.co.jp/>

２【換金（解約）手続等】

（１）一部解約申込

＜通常の申込＞の場合

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）原則として午後３時（金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の実行の請求の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の一部解約の実行の請求として受け付けるものとします。

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（ハ）委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

また、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記（２）に準じて計算された価額とします。

（二）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

< 確定拠出年金制度に基づく申込 > の場合

確定拠出年金制度に係る手続きに従います。

（２）解約価額

解約価額^１は、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額^２（当該基準価額に0.20%を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

１ 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.20%)

２ 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
< フリーダイヤル > 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
半休日は午前9時から正午まで
< ホームページアドレス > <http://www.ja-asset.co.jp/>

（３）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a. 基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第7条））

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

また、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。約款第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

b. 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	時価により評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
公社債等	原則として時価により評価しております。 時価は、以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） 価格情報会社の提供する価額 （注）残存期間が1年以内の組入公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「J A 外債」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）
 半休日は午前9時から正午まで
 <ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間（約款第3条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第46条第8項、第47条第1項、第48

条、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託契約終了の日まで）とします。

（４）【計算期間】

信託の計算期間（約款第36条）

a．この信託の計算期間は、毎年10月17日から翌年10月16日までとすることを原則とします。

ただし、第1期の計算期間は平成12年12月22日から平成13年10月16日までとします。

b．上記a．の規定にかかわらず、上記a．の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第3条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

a．信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）信託契約の一部解約（約款第46条第8項から第13項）

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約の解約（約款第47条）

委託者は、約款第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記 から上記 までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ハ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第48条第1項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（ニ）委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い（約款第49条）

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記 の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（ホ）受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第51条）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

（イ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第48条第2項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第52条の規定に従います。

（ロ）信託約款の変更（約款第52条）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記 の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記 の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記 の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. その他の契約の変更

< 募集・販売の取扱い等に関する契約 >

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する

る契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

<運用の権限委託に関する契約>

親投資信託の運用における投資顧問会社との投資運用委託契約は、親投資信託の信託期間終了まで継続します。

ただし、委託者、投資顧問会社が法令等に違反したとき、重大な契約違反を行ったとき、その他契約を継続することが困難となった場合には、相手方に通知を行うことにより契約の終了又は契約内容の変更を行うことができます。

上記の終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d．運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に運用報告書を作成し、かつ、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

<有価証券報告書および半期報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

<臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第50条）

委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f．公告（約款第53条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g．信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第54条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h．信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

（イ）収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

当ファンドの収益分配金は、原則として自動的に再投資されます。

受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金（委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金を除きます。）が販売会社（委託者は除きます。）に交付されます。この場合、販売会社（委託者は除きます。）は、累積投資契約に基づき、受益者に対して遅滞なく、収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得の申込により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（ハ）買戻し（信託の一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

（注）金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約金は、約款第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（二）反対者の買取請求権（約款第52条の２）

約款第46条もしくは約款第47条に規定する信託契約の解約または約款第52条に規定する信託約款の変更を行う場合において、約款第46条第10項および約款第47条第３項または約款第52条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

上記の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

（ホ）投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第２項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第7期計算期間（平成18年10月17日から平成19年10月16日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第8期計算期間（平成19年10月17日から平成20年10月16日まで）については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、第7期計算期間（平成18年10月17日から平成19年10月16日まで）については、同内閣府令附則第3条により改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第8期計算期間（平成19年10月17日から平成20年10月16日まで）については、改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成18年10月17日から平成19年10月16日まで）の財務諸表については、新日本監査法人の監査を受けており、第8期計算期間（平成19年10月17日から平成20年10月16日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって、新日本有限責任監査法人となりました。

1 【財務諸表】

J A 海外債券ファンド

(1) 【貸借対照表】

区分	第7期 (平成19年10月16日現在)	第8期 (平成20年10月16日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	337,571,626	345,962,371
未収入金	16,392,676	14,795,291
流動資産合計	353,964,302	360,757,662
資産合計	353,964,302	360,757,662
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,179,966	12,214,558
未払解約金	973,317	73,127
未払受託者報酬	88,963	103,408
未払委託者報酬	2,046,057	2,378,284
その他未払費用	10,223	11,769
流動負債合計	15,298,526	14,781,146
負債合計	15,298,526	14,781,146
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	229,875,638	284,119,030
剰余金		
期末剰余金	108,790,138	61,857,486
（分配準備積立金）	(20,040,057)	(17,368,255)
純資産合計	338,665,776	345,976,516
負債・純資産合計	353,964,302	360,757,662

（２）【損益及び剰余金計算書】

区分	第7期 (自 平成18年10月17日 至 平成19年10月16日)	第8期 (自 平成19年10月17日 至 平成20年10月16日)
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
受取利息	1	—
有価証券売買等損益	30,029,859	54,695,934
営業収益合計	30,029,860	54,695,934
営業費用		
受託者報酬	172,519	197,971
委託者報酬	3,967,836	4,553,174
その他費用	10,223	11,769
営業費用合計	4,150,578	4,762,914
営業利益金額又は営業損失金額（ ）	25,879,282	59,458,848
経常利益金額又は経常損失金額（ ）	25,879,282	59,458,848
当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）	25,879,282	59,458,848
一部解約に伴う当期純利益金額分配額又は 当期純損失金額分配額（ ）	4,455,337	1,553,331
期首剰余金	87,881,297	108,790,138
剰余金増加額	44,632,714	42,415,658
（当期一部解約に伴う剰余金増加額）	（—）	（—）
（当期追加信託に伴う剰余金増加額）	(44,632,714)	(42,415,658)
剰余金減少額	32,967,852	19,228,235
（当期一部解約に伴う剰余金減少額）	(32,967,852)	(19,228,235)
（当期追加信託に伴う剰余金減少額）	（—）	（—）
分配金	12,179,966	12,214,558
期末剰余金	108,790,138	61,857,486

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第7期 (自 平成18年10月17日 至 平成19年10月16日)	第8期 (自 平成19年10月17日 至 平成20年10月16日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同 左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同 左

（貸借対照表に関する注記）

区分	第7期 (平成19年10月16日現在)	第8期 (平成20年10月16日現在)
1. 計算期間末日における 受益権の総数	229,875,638口	284,119,030口
2. 計算期間の末日における 一単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.4733円 (14,733円)	1.2177円 (12,177円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第7期 (自 平成18年10月17日 至 平成19年10月16日)	第8期 (自 平成19年10月17日 至 平成20年10月16日)
分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,213,335円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（9,210,610円）、信託約款に規定される収益調整金（88,750,081円）及び分配準備積立金（10,796,078円）より、分配対象収益は120,970,104円（一万口当たり5,262.42円）であり、うち12,183,408円（一万口当たり530円）を分配いたしました。 なお、支払外国税3,442円控除後の分配金は12,179,966円となります。	分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,336,291円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（56,417,956円）及び分配準備積立金（17,246,522円）より、分配対象収益は86,000,769円（一万口当たり3,026.93円）であり、うち12,217,118円（一万口当たり430円）を分配いたしました。 なお、支払外国税2,560円控除後の分配金は12,214,558円となります。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 (自 平成18年10月17日 至 平成19年10月16日)	第8期 (自 平成19年10月17日 至 平成20年10月16日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第7期 （自 平成18年10月17日 至 平成19年10月16日）		第8期 （自 平成19年10月17日 至 平成20年10月16日）	
期首元本額	213,338,932円	期首元本額	229,875,638円
期中追加設定元本額	95,252,855円	期中追加設定元本額	95,476,767円
期中一部解約元本額	78,716,149円	期中一部解約元本額	41,233,375円

2. 売買目的有価証券

種類	第7期 （平成19年10月16日現在）		第8期 （平成20年10月16日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	337,571,626	24,424,966	345,962,371	50,958,338
合計	337,571,626	24,424,966	345,962,371	50,958,338

3. デリバティブ取引関係

第7期 （自 平成18年10月17日 至 平成19年10月16日）	第8期 （自 平成19年10月17日 至 平成20年10月16日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株 式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価金額（円）	備考
親投資信託受益証券	J A 海外債券マザーファンド	186,472,469	345,962,371	
合 計		186,472,469	345,962,371	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考情報）

当ファンドは、「ＪＡ海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りであります。

「ＪＡ海外債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

区分	(平成19年10月16日現在)	(平成20年10月16日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	906,462,218	59,496,521
コール・ローン	312,263,601	243,095,698
国債証券	19,493,302,133	16,225,108,103
特殊債券	1,545,861,502	674,091,124
社債券	950,839,249	531,913,304
外国貸付債権信託受益証券	1,090,709,474	292,919,836
派生商品評価勘定	505,433,833	1,885,448,341
未収入金	1,039,152,283	1,040,291,284
未収利息	240,270,390	191,358,256
前払費用	168,934,006	91,166,021
流動資産合計	26,253,228,689	21,234,888,488
資産合計	26,253,228,689	21,234,888,488
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	392,788,737	1,848,323,040
未払金	66,817,643	69,539,470
未払解約金	873,000,835	749,300,816
流動負債合計	1,332,607,215	2,667,163,326
負債合計	1,332,607,215	2,667,163,326
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	11,625,585,522	10,007,765,945
剰余金		
期末剰余金	13,295,035,952	8,559,959,217
純資産合計	24,920,621,474	18,567,725,162
負債・純資産合計	26,253,228,689	21,234,888,488

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成18年10月17日 至 平成19年10月16日)	(自 平成19年10月17日 至 平成20年10月16日)
1. 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)国債証券、特殊債券、社債券及 び外国貸付債権信託受益証券 個別法に基づき、原則として時 価により評価しております。 時価は以下のいずれかから入手 した価額によっております。 日本証券業協会発表の店頭売買 参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提 示する価額（但し、売気配相場は 使用いたしません。） 価格提供会社の提供する価額	(1)国債証券、特殊債券、社債券及 び外国貸付債権信託受益証券 同 左
2. 外貨建資産・負債の 本邦通貨への換算基準	(2)為替予約取引 原則として、わが国における計 算期間末日の対顧客先物売買相場 の仲値で評価しております。 信託財産に属する外貨建資産・ 負債の円換算は、原則として、わが 国における計算期間末日の対顧客 電信売買相場の仲値によって計算 しております。	(2)為替予約取引 同 左 同 左
3. 収益及び費用の計上 基準	有価証券売買等損益及び派生商 品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上してありま す。	有価証券売買等損益及び派生商 品取引等損益の計上基準 同 左

4. その他	外貨建取引等の会計処理 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の会計処理 同 左
--------	---	-------------------------------

（貸借対照表に関する注記）

区分	(平成19年10月16日現在)	(平成20年10月16日現在)
1. 計算期間末日における 受益権の総数	11,625,585,522口	10,007,765,945口
2. 計算期間の末日における 一単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.1436円 (21,436円)	1.8553円 (18,553円)

（関連当事者との取引に関する注記）

(自 平成18年10月17日 至 平成19年10月16日)	(自 平成19年10月17日 至 平成20年10月16日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

（自 平成18年10月17日 至 平成19年10月16日）		（自 平成19年10月17日 至 平成20年10月16日）	
本書における開示対象ファンドの期首における当該マ ザーファンドの元本額		本書における開示対象ファンドの期首における当該マ ザーファンドの元本額	
10,701,324,179円		11,625,585,522円	
期中追加設定元本額		期中追加設定元本額	
2,485,870,920円		191,159,992円	
期中一部解約元本額		期中一部解約元本額	
1,561,609,577円		1,808,979,569円	
元本の内訳		元本の内訳	
J A 海外債券ファンド	157,478,833円	J A 海外債券ファンド	186,472,469円
J A 資産設計ファンド（安定型）	13,692,524円	J A 資産設計ファンド（安定型）	14,064,168円
J A 資産設計ファンド（成長型）	40,385,724円	J A 資産設計ファンド（成長型）	33,180,569円
J A 資産設計ファンド（積極型）	37,168,560円	J A 資産設計ファンド（積極型）	31,510,649円
J A 海外債券ファンド（隔月分配型）	183,477,759円	J A 海外債券ファンド（隔月分配型）	238,469,888円
J A 海外債券私募ファンド（適格機関投資家専用）		J A 海外債券私募ファンド（適格機関投資家専用）	
	8,589,318,118円		7,885,041,020円
J A グローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）		J A グローバルバランス私募ファンド（適格機関投資家専用）	
	2,604,064,004円		1,619,027,182円
合計	11,625,585,522円	合計	10,007,765,945円

2. 売買目的有価証券

種類	（平成19年10月16日現在）		（平成20年10月16日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に含 まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に含 まれた評価差額（円）
国債証券	19,493,302,133	336,653,260	16,225,108,103	39,921,624
特殊債券	1,545,861,502	13,322,780	674,091,124	2,497,789
社債券	950,839,249	2,530,499	531,913,304	54,510,006
外国貸付債権信託 受益証券	1,090,709,474	3,947,976	292,919,836	29,945,807
合計	23,080,712,358	356,454,515	17,724,032,367	47,031,978

3. デリバティブ取引関係

. 取引の状況等に関する事項

(自 平成18年10月17日 至 平成19年10月16日)	(自 平成19年10月17日 至 平成20年10月16日)
1. 取引の内容 当該投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	1. 取引の内容 同 左
2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的 市場動向を勘案し、デリバティブ取引を行う方針であります。 また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。 なお、通貨に関して、外国為替の売買の予約取引を行うことにより、収益の追求に努めることもあります。 ただし、約款の範囲内とします。	2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的 同 左
3. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。また、為替予約取引は、相手方の契約不履行によるリスクを有しております。	3. 取引に係るリスクの内容 同 左
4. 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、信託約款並びに取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用部門が指図し、リスク管理部門が日常的にこれを監視しております。	4. 取引に係るリスクの管理体制 同 左

・取引の時価等に関する事項
（通貨関連）

区分	種類	（平成19年10月16日現在）			
		契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	12,567,386,964	—	12,640,341,482	72,954,518
	ユーロ	4,334,134,064	—	4,390,996,053	56,861,989
	英ポンド	2,802,062,411	—	2,858,303,794	56,241,383
	オーストラリアドル	179,596,800	—	196,066,760	16,469,960
	カナダドル	901,467,880	—	957,331,440	55,863,560
	スイスフラン	850,176,070	—	869,748,360	19,572,290
	デンマーククローネ	149,038,890	—	155,485,330	6,446,440
	ノルウェークローネ	363,898,800	—	371,952,280	8,053,480
	スウェーデンクロ - ネ	56,212,800	—	60,849,600	4,636,800
	ニュージーランドドル	414,873,250	—	427,725,500	12,852,250
	シンガポールドル	241,468,050	—	245,322,000	3,853,950
	買建				
	米ドル	10,292,929,015	—	10,368,166,675	75,237,660
	ユーロ	5,369,789,484	—	5,493,431,510	123,642,026
	英ポンド	1,156,039,347	—	1,154,306,390	1,732,957
	オーストラリアドル	658,484,319	—	699,672,880	41,188,561
	カナダドル	1,021,033,691	—	1,070,295,120	49,261,429
	スイスフラン	1,016,419,421	—	1,039,778,820	23,359,399
	デンマーククローネ	211,309,242	—	213,401,230	2,091,988
	ノルウェークローネ	334,017,191	—	355,998,550	21,981,359
	スウェーデンクロ - ネ	777,465,227	—	807,162,700	29,697,473
	ポーランドズロチ	241,095,688	—	258,020,220	16,924,532
	ニュージーランドドル	165,978,418	—	182,807,500	16,829,082
	シンガポールドル	733,004,936	—	760,976,100	27,971,164
合計		44,837,881,958	—	45,578,140,294	112,645,096

（注）時価の算定方法

1. 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。
 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。
2. 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（通貨関連）

区分	種類	（平成20年10月16日現在）			
		契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	9,854,334,487	—	9,245,631,157	608,703,330
	ユーロ	4,138,356,454	—	3,734,771,089	403,585,365
	英ポンド	2,080,486,560	—	1,878,511,059	201,975,501
	オーストラリアドル	806,578,080	—	609,626,400	196,951,680
	カナダドル	1,016,690,220	—	848,466,900	168,223,320
	スイスフラン	732,055,120	—	672,142,660	59,912,460
	ノルウェークローネ	800,922,320	—	653,599,450	147,322,870
	スウェーデンクロ - ネ	199,486,200	—	167,960,100	31,526,100
	ニュージーランドドル	107,494,850	—	93,346,650	14,148,200
	シンガポールドル	539,867,420	—	486,863,230	53,004,190
	買建				
	米ドル	10,421,937,224	—	9,705,391,756	716,545,468
	ユーロ	2,316,364,336	—	2,122,973,550	193,390,786
	英ポンド	1,872,736,739	—	1,689,179,760	183,556,979
	オーストラリアドル	719,545,779	—	542,911,320	176,634,459
	カナダドル	1,151,206,768	—	958,365,000	192,841,768
	スイスフラン	894,196,798	—	815,822,150	78,374,648
	デンマーククロ - ネ	54,971,921	—	46,901,700	8,070,221
	ノルウェークローネ	916,043,170	—	754,297,910	161,745,260
	スウェーデンクロ - ネ	237,498,337	—	201,062,980	36,435,357
	ポーランドズロチ	252,356,617	—	222,624,990	29,731,627
	ニュージーランドドル	127,781,615	—	112,676,310	15,105,305
	シンガポールドル	549,257,407	—	493,461,570	55,795,837
合計		39,790,168,422	—	36,056,587,691	37,125,301

（注）時価の算定方法

1. 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。

2. 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（３）附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

別紙参照。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「（２）注記表（その他の注記）３．デリバティブ取引関係」
に開示しておりますので、記載を省略しております。

有価証券明細表（株式以外の有価証券）

通貨名	種類	銘柄名	券面総額 (当該通貨)	評価額 (当該通貨)	備考
米ドル	国債証券	T-BOND 4.5 380515	2,905,000.00	3,028,916.40	
	国債証券	T-BOND 5.375 310215	1,720,000.00	1,927,475.00	
	国債証券	T-NOTE 2.75 100731	3,700,000.00	3,780,359.37	
	国債証券	T-NOTE 3.875 180515	5,975,000.00	5,934,855.44	
	国債証券	T-NOTE 4.00 140215	5,280,000.00	5,558,024.99	
	国債証券	T-NOTE 4.125 120831	14,570,000.00	15,537,539.05	
	種類別小計		34,150,000.00	35,767,170.25	
	特殊債券	FHLMC A78762 5.5	2,935,260.20	2,889,740.77	
	特殊債券	FNMA 385538 4.79	750,000.00	749,002.50	
	特殊債券	FNMA 545322	202,646.18	210,339.48	
	種類別小計		3,887,906.38	3,849,082.75	
	社債券	ASTRAZENECA 5.4 120915	970,000.00	950,600.00	
	社債券	GLAXOSMITH 5.65 180515	720,000.00	643,003.92	
	社債券	GLAXOSMITH 6.375 380515	710,000.00	589,752.27	
	社債券	KELLOGG 4.25 130306	1,050,000.00	975,030.00	
	社債券	XTO ENERGY 5.5 180615	560,000.00	488,527.20	
	種類別小計		4,010,000.00	3,646,913.39	
	外国貸付債権信託受益証券	ARMS G1 A	101,745.28	98,367.33	
	外国貸付債権信託受益証券	BSCMS 2002-TOP8 A2	750,000.00	649,464.15	
	外国貸付債権信託受益証券	CRGT 2003-1 A	66,267.32	63,044.09	
	外国貸付債権信託受益証券	CRGT 2004-1 A1	85,534.20	81,296.72	
	外国貸付債権信託受益証券	CSFB 2003-C3 A5	775,000.00	629,678.58	
	外国貸付債権信託受益証券	IMT 2002-1G A2	450,268.36	427,534.31	
	外国貸付債権信託受益証券	LBUBS 2001-C7 A5	750,000.00	700,253.47	
	外国貸付債権信託受益証券	MEDL 2003-1G A	138,994.27	126,189.04	
	外国貸付債権信託受益証券	MEDL 2004-1G A1	155,183.26	132,715.82	
	外国貸付債権信託受益証券	NASC 98-D6 A1B CMBS	19,049.08	18,898.39	
	種類別小計		3,292,041.77	2,927,441.90	
	通貨計		45,339,948.15	46,190,608.29	
				(4,621,832,263)	
カナダドル	国債証券	CAN GOV 4.25 180601	1,900,000.00	1,969,350.00	
	国債証券	CAN GOV 5.75 330601	1,225,000.00	1,489,428.50	
	種類別小計		3,125,000.00	3,458,778.50	
	通貨計		3,125,000.00	3,458,778.50	
				(290,537,394)	

有価証券明細表（株式以外の有価証券）

通貨名	種類	銘柄名	券面総額 (当該通貨)	評価額 (当該通貨)	備考
ユーロ	国債証券	BELGIUM 4.00 170328	4,245,000.00	4,086,237.00	
	国債証券	BUND 4.0 370104	5,550,000.00	5,017,200.00	
	国債証券	BUND 4.25 140104	800,000.00	817,960.00	
	国債証券	BUND 4.25 180704	9,800,000.00	9,939,160.00	
	国債証券	BUND 4.75 340704	275,000.00	277,942.50	
	国債証券	BUND 5.25 100704	9,650,000.00	9,990,645.00	
	国債証券	BUND 5.50 310104	5,585,000.00	6,152,994.50	
	国債証券	NETH GOV 4.25 130715	7,765,000.00	7,886,134.00	
	国債証券	NETH GOV 4.5 170715	6,835,000.00	6,926,589.00	
	国債証券	NETH GOV 5.0 120715	11,740,000.00	12,264,778.00	
	国債証券	OAT 4.0 180425	905,000.00	879,841.00	
	国債証券	OAT 5.0 120425	4,225,000.00	4,404,562.50	
	国債証券	OAT 5.0 161025	925,000.00	972,175.00	
	国債証券	OBL 3.5 130412	5,925,000.00	5,877,600.00	
	国債証券	OBL 4.0 120413	1,600,000.00	1,623,200.00	
	種類別小計		75,825,000.00	77,117,018.50	
	特殊債券	KFW 4.375 131011	1,400,000.00	1,400,560.00	
	種類別小計		1,400,000.00	1,400,560.00	
	社債券	SCHERING-PLOUGH 5.375	985,000.00	877,832.00	
	社債券	TRONTO DOM 5.375 150514	400,000.00	360,880.00	
	種類別小計		1,385,000.00	1,238,712.00	
	通貨計		78,610,000.00	79,756,290.50	
				(10,752,743,084)	
英ポンド	国債証券	GILT 4.0 160907	4,315,000.00	4,185,550.00	
	国債証券	GILT 4.25 360307	2,585,000.00	2,377,553.75	
	国債証券	GILT 4.25 551207	425,000.00	404,515.00	
	国債証券	GILT 5.0 140907	845,000.00	869,606.40	
	国債証券	GILT 6.25 101125	1,037,500.00	1,088,337.50	
	種類別小計		9,207,500.00	8,925,562.65	
	通貨計		9,207,500.00	8,925,562.65	
デンマーククローネ	国債証券	DENMARK 4.0 151115	7,680,000.00	7,457,280.00	
	種類別小計		7,680,000.00	7,457,280.00	
	通貨計		7,680,000.00	7,457,280.00	
				(134,902,195)	
オーストラリアドル	特殊証券	KFW 7.5 110826	1,455,000.00	1,501,851.00	
	種類別小計		1,455,000.00	1,501,851.00	
	通貨計		1,455,000.00	1,501,851.00	
				(100,128,406)	

有価証券明細表（株式以外の有価証券）

通貨名	種類	銘柄名	券面総額 (当該通貨)	評価額 (当該通貨)	備考
スウェーデンクローネ	国債証券	SWEDEN 3.75 170812	8,750,000.00	8,752,275.00	
	種類別小計		8,750,000.00	8,752,275.00	
	通貨計		8,750,000.00	8,752,275.00	
				(116,580,303)	
シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE 3.625 140701	2,295,000.00	2,426,113.35	
	種類別小計		2,295,000.00	2,426,113.35	
	通貨計		2,295,000.00	2,426,113.35	
				(163,811,173)	
	合計			17,724,032,367	
				(17,724,032,367)	

有価証券明細表注記

1. 通貨の種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算金額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建証券の邦貨換算金額であり、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨名	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	組入その他有価 証券時価比率 (%)	合計金額に 対する比率 (%)
米ドル	国債証券 6銘柄	19.3	-	20.2
米ドル	特殊債券 3銘柄	2.1	-	2.2
米ドル	社 債 券 5銘柄	2.0	-	2.0
米ドル	外国貸付債権信託受益証券 10銘柄	-	1.6	1.7
カナダドル	国債証券 2銘柄	1.6	-	1.6
ユーロ	国債証券15銘柄	56.0	-	58.7
ユーロ	特殊債券 1銘柄	1.0	-	1.0
ユーロ	社 債 券 2銘柄	0.9	-	0.9
英ポンド	国債証券 5銘柄	8.3	-	8.7
スウェーデンクローネ	国債証券 1銘柄	0.6	-	0.7
デンマーククローネ	国債証券 1銘柄	0.7	-	0.8
オーストラリアドル	特殊証券 1銘柄	0.5	-	0.6
シンガポールドル	国債証券 1銘柄	0.9	-	0.9
合 計		93.9	1.6	100.0

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成20年11月28日現在）

< J A 海外債券ファンド >

資産総額	346,790,724円
負債総額	1,280,708円
純資産総額（ - ）	345,510,016円
発行済数量	294,446,438口
1万口当り純資産額（ / ×10,000 ）	11,734円

（参考）

< J A 海外債券マザーファンド >

資産総額	21,432,992,432円
負債総額	3,318,933,563円
純資産総額（ - ）	18,114,058,869円
発行済数量	10,111,978,475口
1万口当り純資産額（ / ×10,000 ）	17,913円

第 5 【設定及び解約の実績】

期 間	設定数量（口）	解約数量（口）
第 1 期計算期間 自 平成12年12月22日 至 平成13年10月16日	5,213,775	195,940
第 2 期計算期間 自 平成13年10月17日 至 平成14年10月16日	13,843,313	4,967,983
第 3 期計算期間 自 平成14年10月17日 至 平成15年10月16日	69,804,629	33,617,987
第 4 期計算期間 自 平成15年10月17日 至 平成16年10月18日	48,766,629	11,210,833
第 5 期計算期間 自 平成16年10月19日 至 平成17年10月17日	75,214,449	24,145,250
第 6 期計算期間 自 平成17年10月18日 至 平成18年10月16日	131,571,947	56,937,817
第 7 期計算期間 自 平成18年10月17日 至 平成19年10月16日	95,252,855	78,716,149
第 8 期計算期間 自 平成19年10月17日 至 平成20年10月16日	95,476,767	41,233,375

（注 1）第 1 期計算期間の設定数量には、当初設定時のものを含みます。

（注 2）本邦以外において設定及び解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成20年11月28日現在）

19億2千万円

発行する株式の総数：116,400株

発行済株式総数：38,400株

最近5年間ににおける資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社等の機構

a．委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

b．運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

運用に関する会議等

1．投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2．資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

3．銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4．個別ファンド運用会議

運用担当役員が、特に必要と認めたファンドの運用方針を、個別に審議し決定します。

5．運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。

6．運用管理会議

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証を行います。

運用の流れ

1．運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議や運用管理会議による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

平成20年11月28日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託の総ファンド数は60本、純資産総額合計は1,007,694百万円（ともにマザーファンドを除く）であり、その概要は以下のとおりとなります。

（平成20年11月28日現在）

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	58本	937,369百万円
追加型公社債投資信託	2本	70,325百万円
合計	60本	1,007,694百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）ならびに「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条1項及び第57条1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。
なお、第14期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」に基づき、第15期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。
2. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第14期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、ならびに金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、新日本監査法人の監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表については新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。
なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となっております。

１．財務諸表

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (平成19年3月31日)			当事業年度 (平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金	1		5,515,010			5,984,678	
分別金信託			10,000			10,000	
前払費用			74,272			48,162	
未収委託者報酬			835,409			697,920	
未収運用受託報酬			70,768			108,336	
未収収益			7,790			39,317	
繰延税金資産			108,896			87,416	
その他			26,034			1,013	
流動資産計			6,648,182	85.6		6,976,846	84.9
固定資産							
有形固定資産			27,101	0.3		174,940	2.1
建物	2	-			116,099		
器具備品	2	27,101			58,841		
無形固定資産			7,336	0.1		7,298	0.1
電話加入権等		7,336			7,298		
投資その他の資産			1,087,170	14.0		1,057,272	12.9
投資有価証券		490,885			664,088		
長期差入保証金		422,811			290,893		
預託金		1,000			-		
長期前払費用		873			1,753		
会員権		11,924			11,924		
繰延税金資産		107,800			62,694		
その他		51,875			25,918		
固定資産計			1,121,607	14.4		1,239,511	15.1
資産合計			7,769,790	100.0		8,216,357	100.0

		前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			4,667		5,825
未払金			240,869		265,992
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料	1	234,071		258,983	
その他未払金		3,651		3,863	
未払費用	1		96,248		72,787
未払法人税等			490,854		192,920
未払消費税等			48,212		12,713
前受運用受託報酬			63,992		63,987
賞与引当金			132,087		149,120
流動負債計			1,076,932	13.9	763,347
固定負債					
退職給付引当金			61,662		64,056
役員退任慰労引当金			32,900		47,300
固定負債計			94,562	1.2	111,356
負債合計			1,171,494	15.1	874,703
					10.6

有価証券報告書（内国投資信託）

		前事業年度 （平成19年 3 月31日）			当事業年度 （平成20年 3 月31日）		
区分	注記 番号	金額 （千円）		構成比 （％）	金額 （千円）		構成比 （％）
（純資産の部）							
株主資本							
資本金	3		1,920,000			1,920,000	
利益剰余金							
利益準備金		51,000			60,600		
その他利益剰余金		4,628,649			5,398,617		
任意積立金		3,565,000			4,425,000		
繰越利益剰余金		1,063,649			973,617		
利益剰余金計			4,679,649			5,459,217	
株主資本計			6,599,649	84.9		7,379,217	89.8
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			1,353			37,563	
評価・換算差額等計			1,353	0.0		37,563	0.4
純資産合計			6,598,296	84.9		7,341,653	89.4
負債・純資産合計			7,769,790	100.0		8,216,357	100.0

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	
営業収益					
委託者報酬			4,915,701		4,555,793
販売手数料			2,055		4,443
運用受託報酬			534,729		668,484
受取手数料			20,860		24,303
営業収益計			5,473,346	100.0	5,253,025
営業費用					
支払手数料	2		850,035		813,577
広告宣伝費			4,286		544
受益証券発行費			23,327		440
調査費			242,283		291,328
調査費		232,405			283,545
委託調査費		4,170			4,440
図書費		5,708			3,343
委託計算費	2		191,099		148,536
業務委託料			500,992		429,896
営業雑経費			126,807		148,899
通信費		30,694			30,657
印刷費		73,620			96,929
協会費		14,754			13,532
諸会費		1,612			1,777
その他営業雑経費		6,124			6,002
営業費用計			1,938,832	35.4	1,833,223

		前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)			
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
一般管理費							
給料			1,013,302			1,104,071	
役員報酬	1	82,220			84,147		
給料・手当		607,663			688,956		
賞与		169,730			167,448		
賞与引当金繰入		132,087			149,120		
退職金		5,540			-		
役員退任慰労引 当金繰入		16,060			14,400		
福利厚生費			126,240			137,280	
交際費			12,023			16,803	
旅費交通費			24,452			27,893	
租税公課			23,435			23,232	
不動産賃借料			155,955			313,317	
賃借料			4,696			1,872	
退職給付費用			42,417			9,741	
固定資産減価償却 費			15,845			43,917	
業務委託費			207,012			358,371	
諸経費			88,771			133,474	
一般管理費計			1,714,152	31.3		2,169,975	41.3
営業利益			1,820,362	33.3		1,249,825	23.8

		前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)			当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
営業外収益							
受取利息	2		13,704			26,818	
受取配当金			2,510			7,465	
その他			294			3,534	
営業外収益計			16,508	0.3		37,819	0.7
営業外費用							
支払利息			62			878	
投資有価証券売却損			1,772			897	
その他			194			12	
営業外費用計			2,028	0.0		1,787	0.0
経常利益			1,834,842	33.5		1,285,857	24.5
特別利益							
事務所移転立退料			-			226,500	
特別利益計			-			226,500	4.3
特別損失							
固定資産除却損	3		532			88	
減損損失	4		115,692			-	
業法上の負担額	5		52,778			-	
特別損失計			169,002	3.1		88	0.0
税引前当期純利益			1,665,839	30.4		1,512,269	28.8
法人税、住民税及び事業税		761,066			570,118		
法人税等調整額		73,715	687,351	12.5	66,583	636,701	12.1
当期純利益			978,488	17.9		875,567	16.7

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
			任意積立金	繰越利益剰余金					
平成18年３月31日残高 （千円）	1,920,000	45,240	2,875,000	838,521	3,758,761	5,678,761	47	47	5,678,714
事業年度中の変動額									
剰余金の配当		5,760		63,360	57,600	57,600			57,600
任意積立金の積立			690,000	690,000	-	-			-
当期純利益				978,488	978,488	978,488			978,488
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 （純額）							1,306	1,306	1,306
事業年度中の変動額合計 （千円）	-	5,760	690,000	225,128	920,888	920,888	1,306	1,306	919,582
平成19年３月31日残高 （千円）	1,920,000	51,000	3,565,000	1,063,649	4,679,649	6,599,649	1,353	1,353	6,598,296

当事業年度（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

項目	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
			任意積立金	繰越利益剰余金					
平成19年３月31日残高 （千円）	1,920,000	51,000	3,565,000	1,063,649	4,679,649	6,599,649	1,353	1,353	6,598,296
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当		9,600		105,600	96,000	96,000			96,000
任意積立金の積立			860,000	860,000	-	-			-
当期純利益				875,567	875,567	875,567			875,567
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 （純額）							36,210	36,210	36,210
当事業年度中の変動額合計 （千円）	-	9,600	860,000	90,032	779,567	779,567	36,210	36,210	743,357
平成20年３月31日残高 （千円）	1,920,000	60,600	4,425,000	973,617	5,459,217	7,379,217	37,563	37,563	7,341,653

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法（評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は総平 均法により算定）を採用しており ます。	その他有価証券 市場価格のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法（評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は総平 均法により算定）を採用しており ます。
2. 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月 1日以降取得した建物（附属設 備は除く。）については定額 法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のと おりであります。 建物 3～39年 器具備品 3～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月 1日以降取得した建物（附属設 備は除く。）については定額 法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のと おりであります。 建物 8～50年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払い に備えるため、支給見込額を計 上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるた め、当事業年度末における退職 給付債務の見込額に基づき計上 しております。 (3) 役員退任慰労引当金 役員の退任慰労金の支給に備 えるため、内規に基づく期末要 支給額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左 (3) 役員退任慰労引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引につい ては、通常の賃貸借取引に係る方 法に準じた会計処理によっており ます。	同左
5. その他財務諸表作成のた めの基本となる重要な事 項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方 式によっております。	同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準第 5 号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日企業会計基準適用指針第 8 号)ならびに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正 平成18年 8 月11日 企業会計基準第 1 号)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正 平成18年 8 月11日 企業会計基準適用指針第 2 号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は6,598,296千円であります。 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 -----	----- (固定資産の減価償却の方法) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年 4 月 1 日以降取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ8,390千円減少しております。

追加情報

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
-----	法人税法改正に伴い、平成19年 3 月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価格の 5 %に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価格の 5 %相当額と備忘価格との差額を 5 年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
-----	(貸借対照表) 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示されていたものは、当事業年度から「未収運用受託報酬」と表示しております。 前事業年度において「前受投資顧問料」として表示されていたものは、当事業年度から「前受運用受託報酬」と表示しております。 (損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示されていたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成19年3月31日）	当事業年度 （平成20年3月31日）
1 関係会社に対する資産及び負債 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 預金 5,495,164千円 未払費用 39,222千円 2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 - 千円 器具備品 46,203千円 合計 46,203千円 3 授權株式数及び発行済株式総数 授權株式数 116,400株 発行済株式総数 38,400株	1 関係会社に対する資産及び負債 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 預金 5,946,669千円 未払手数料 8,744千円 2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 12,574千円 器具備品 75,904千円 合計 88,479千円 3 授權株式数及び発行済株式総数 授權株式数 116,400株 発行済株式総数 38,400株

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 120,000千円以内 監査役 年額 30,000千円以内 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりです。 受取利息 12,793千円 委託計算費 39,222千円 3 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 建物 510千円 器具備品 22千円 合計 532千円 4 減損損失 当事業年度において、当社は以下の減損損失を計上いたしました。 (減損損失を認識した資産及び金額) 建物 113,775千円 器具備品 1,916千円 (減損損失の認識に至った経緯) 平成19年度の本社移転に伴い、一部資産の廃棄が決定したため、減損損失を認識しております。 (資産のグルーピングの方法) 稼動資産については、当社各業務の相互補完性を勘案し、全社を1つのキャッシュフロー生成単位としております。また、廃棄予定資産や遊休資産については、各々独立した単位として取り扱っております。 5 業法上の負担は、当社が締結している投資一任契約に関して、有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律第三十条の三第一項第4号括弧書きによる負担額であります。	1 役員報酬の範囲額 同左 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりです。 受取利息 26,449千円 代行手数料 109,288千円 3 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 建物 - 千円 器具備品 88千円 合計 88千円 ----- -----

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	38,400	-	-	38,400
合計	38,400	-	-	38,400

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	57,600	1,500	平成18年3月31日	平成18年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金 の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	96,000	利益剰 余金	2,500	平成19年3月31日	平成19年6月27日

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	38,400	-	-	38,400
合計	38,400	-	-	38,400

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	96,000	2,500	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金 の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	96,000	利益剰 余金	2,500	平成20年3月31日	平成20年6月26日

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><td></td><td>取得価額相当額</td><td>減価償却累計額相当額</td><td>期末残高相当額</td></tr><tr><td></td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>7,216</td><td>6,809</td><td>406</td></tr><tr><td>合計</td><td>7,216</td><td>6,809</td><td>406</td></tr></table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額		千円	千円	千円	器具備品	7,216	6,809	406	合計	7,216	6,809	406	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 当社の当事業年度末のリース契約は全て、契約 1 件当りの金額が3,000千円以下のものでありますので記載を省略しております。
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額														
	千円	千円	千円														
器具備品	7,216	6,809	406														
合計	7,216	6,809	406														
(2) 未経過リース料期末残高相当額 <table><tr><td>1 年内</td><td>451千円</td></tr><tr><td>1 年超</td><td>- 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>451千円</td></tr></table>	1 年内	451千円	1 年超	- 千円	合計	451千円	(2) 未経過リース料期末残高相当額 当社の当事業年度末のリース契約は全て、契約 1 件当りの金額が3,000千円以下のものでありますので記載を省略しております。										
1 年内	451千円																
1 年超	- 千円																
合計	451千円																
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>3,183千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>3,102千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>79千円</td></tr></table>	支払リース料	3,183千円	減価償却費相当額	3,102千円	支払利息相当額	79千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>1,693千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>515千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>32千円</td></tr></table>	支払リース料	1,693千円	減価償却費相当額	515千円	支払利息相当額	32千円				
支払リース料	3,183千円																
減価償却費相当額	3,102千円																
支払利息相当額	79千円																
支払リース料	1,693千円																
減価償却費相当額	515千円																
支払利息相当額	32千円																
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左																

（有価証券関係）

前事業年度（平成19年3月31日現在）

１．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	証券投資信託	240,990	243,937	2,946
	小計	240,990	243,937	2,946
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	証券投資信託	250,857	246,947	3,909
	小計	250,857	246,947	3,909
合計		491,847	490,885	962

２．その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
証券投資信託	-	59,513	108,333	-
合計	-	59,513	108,333	-

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
107,930	-	1,772

当事業年度（平成20年3月31日現在）

１．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	証券投資信託	119,875	123,239	3,364
	小計	119,875	123,239	3,364
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	証券投資信託	581,383	540,849	40,533
	小計	581,383	540,849	40,533
合計		701,258	664,088	37,169

２．その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
証券投資信託	19,572	38,109	9,825	-
合計	19,572	38,109	9,825	-

３．当事業年度中に売却した其他有価証券（自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）

売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
99,102	-	897

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自平成18年４月１日 至平成19年３月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自平成19年４月１日 至平成20年３月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

２．退職給付債務及びその内訳

	前事業年度 （平成19年３月31日現在）	当事業年度 （平成20年３月31日現在）
(1) 退職給付債務（千円）	61,662	64,056
(2) 年金資産（千円）	-	-
(3) 未積立退職給付債務(1) + (2)（千円）	61,662	64,056
(4) 会計基準変更時差異の未処理額（千円）	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異（千円）	-	-
(6) 未認識過去勤務債務（債務の減額） （千円）	-	-
(7) 貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5) + (6) （千円）	61,662	64,056
(8) 前払年金費用（千円）	-	-
(9) 退職給付引当金(7) - (8)（千円）	61,662	64,056

３．退職給付費用の内訳

	前事業年度 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日	当事業年度 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
退職給付費用	42,417	9,741
（１）勤務費用（千円）	-	-
（２）利息費用（千円）	-	-
（３）期待運用収益（減算）（千円）	-	-
（４）会計処理基準変更時差異の費用処理額 （千円）	-	-
上記（１）から（３）については、簡便法を採用しておりますので記載を省略しております。		

４．退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 （平成19年 3 月31日現在）	当事業年度 （平成20年 3 月31日現在）
（１）割引率	-	-
（２）期待運用収益率	-	-
（３）退職給付見込額の期間配分方法	-	-
（４）過去勤務債務の処理年数	-	-
（５）会計基準変更時差異の処理年数	-	-
上記（１）から（３）については、簡便法を採用しておりますので記載を省略しております。		

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)																																										
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>(繰延税金資産)</td><td>(千円)</td></tr> <tr> <td>ソフトウェア償却超過額</td><td>59,753</td></tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価損否認</td><td>9,960</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>53,746</td></tr> <tr> <td>役員退任慰労引当金否認</td><td>13,387</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>807</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>80,240</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>217,895</td></tr> <tr> <td>(繰延税金負債)</td><td></td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>1,198</td></tr> <tr> <td>差引：繰延税金資産の純額</td><td>216,696</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	(繰延税金資産)	(千円)	ソフトウェア償却超過額	59,753	ゴルフ会員権評価損否認	9,960	賞与引当金損金算入限度超過額	53,746	役員退任慰労引当金否認	13,387	その他有価証券評価差額金	807	その他	80,240	繰延税金資産計	217,895	(繰延税金負債)		その他有価証券評価差額金	1,198	差引：繰延税金資産の純額	216,696	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>(繰延税金資産)</td><td>(千円)</td></tr> <tr> <td>ソフトウェア償却超過額</td><td>17,777</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>60,676</td></tr> <tr> <td>役員退任慰労引当金否認</td><td>19,246</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>974</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>52,803</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td><td>151,479</td></tr> <tr> <td>(繰延税金負債)</td><td></td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>1,368</td></tr> <tr> <td>差引：繰延税金資産の純額</td><td>150,110</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左	(繰延税金資産)	(千円)	ソフトウェア償却超過額	17,777	賞与引当金損金算入限度超過額	60,676	役員退任慰労引当金否認	19,246	その他有価証券評価差額金	974	その他	52,803	繰延税金資産計	151,479	(繰延税金負債)		その他有価証券評価差額金	1,368	差引：繰延税金資産の純額	150,110
(繰延税金資産)	(千円)																																										
ソフトウェア償却超過額	59,753																																										
ゴルフ会員権評価損否認	9,960																																										
賞与引当金損金算入限度超過額	53,746																																										
役員退任慰労引当金否認	13,387																																										
その他有価証券評価差額金	807																																										
その他	80,240																																										
繰延税金資産計	217,895																																										
(繰延税金負債)																																											
その他有価証券評価差額金	1,198																																										
差引：繰延税金資産の純額	216,696																																										
(繰延税金資産)	(千円)																																										
ソフトウェア償却超過額	17,777																																										
賞与引当金損金算入限度超過額	60,676																																										
役員退任慰労引当金否認	19,246																																										
その他有価証券評価差額金	974																																										
その他	52,803																																										
繰延税金資産計	151,479																																										
(繰延税金負債)																																											
その他有価証券評価差額金	1,368																																										
差引：繰延税金資産の純額	150,110																																										

（関連当事者との取引）

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	1,484,017 百万円	金融業	被所有 直接 50.91%	兼任 1名	当社投資信託の購入、募集・販売の取扱等	代行手数料	100,995	未払手数料	9,434
								預金利息	12,793	預金	5,495,164
								運営管理機関システム利用料	19,611	未払費用	19,611
その他の関係会社	全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区	128,800 百万円	共済事業	被所有 直接 49.09%	兼任 1名	当社投資信託の購入等	運営管理機関システム利用料	19,611	未払費用	19,611

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

預金に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	2,016,033 百万円	金融業	被所有 直接 50.91%	兼任 1名	当社投資信託の購入、募集・販売の取扱等	代行手数料（＊１）	109,288	未払手数料	8,744
								預金利息（＊２）	26,449	預金	5,946,669

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

（＊１）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（＊２）預金に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）	当事業年度 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）
１株当たり純資産額 171,830円63銭 １株当たり当期純利益 25,481円47銭	１株当たり純資産額 191,188円89銭 １株当たり当期純利益 22,801円23銭
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
１株当たり当期純利益の算定上の基礎	１株当たり当期純利益の算定上の基礎
損益計算書上の当期純利益 978,488千円 普通株式に係る当期純利益 978,488千円	損益計算書上の当期純利益 875,567千円 普通株式に係る当期純利益 875,567千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 38,400株	普通株式の期中平均株式数 38,400株

（重要な後発事象）

前事業年度 （自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日）	当事業年度 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

２．中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

		第16期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		6,025,450
分別金信託		10,088
前払費用		70,261
未収委託者報酬		593,087
未収運用受託報酬		96,833
未収収益		6,588
繰延税金資産		85,634
その他		99
流動資産計		6,888,044
固定資産		
有形固定資産		159,070
建物	1	110,371
器具備品	1	48,698
無形固定資産		7,278
投資その他の資産		1,237,787
投資有価証券		849,552
長期差入保証金		290,893
長期前払費用		1,417
会員権		11,924
繰延税金資産		58,080
その他		25,918
固定資産計		1,404,136
資産合計		8,292,180

		第16期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		119,908
未払金		243,412
未払費用		68,597
未払法人税等		139,926
未払消費税		5,566
前受運用受託報酬		52,377
賞与引当金		156,983
流動負債計		786,771
固定負債		
退職給付引当金		67,245
役員退任慰労引当金		32,400
固定負債計		99,645
負債合計		886,416
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,920,000
利益剰余金		
利益準備金		70,200
その他利益剰余金		5,490,850
任意積立金		5,205,000
繰越利益剰余金		285,850
利益剰余金計		5,561,050
株主資本計		7,481,050
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		75,287
評価・換算差額等計		75,287
純資産合計		7,405,763
負債・純資産合計		8,292,180

(2) 中間損益計算書

		第16期中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千 円)
営業収益		
委託者報酬		1,735,130
運用受託報酬		327,833
受取手数料		7,385
営業収益計		2,070,349
営業費用		
支払手数料		322,677
その他		430,851
営業費用計		753,529
一般管理費	1	998,117
営業利益		318,702
営業外収益	2	23,728
営業外費用	3	399
経常利益		342,032
特別損失	4	65
税引前中間純利益		341,966
法人税、住民税及び事業税		136,378
法人税等調整額		7,754
中間純利益		197,833

(3) 中間株主資本等変動計算書

第16期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

項目	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計				
			任意 積立金	繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日残高 (千円)	1,920,000	60,600	4,425,000	973,617	5,459,217	7,379,217	37,563	37,563	7,341,653
中間会計期間中の 変動額									
剰余金の配当		9,600		105,600	96,000	96,000			96,000
任意積立金の積立			780,000	780,000	—	—			—
中間純利益				197,833	197,833	197,833			197,833
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額 (純額)							37,723	37,723	37,723
中間会計期間中の 変動額合計 (千円)	—	9,600	780,000	687,766	101,833	101,833	37,723	37,723	64,110
平成20年9月30日残高 (千円)	1,920,000	70,200	5,205,000	285,850	5,561,050	7,481,050	75,287	75,287	7,405,763

中間財務諸表の作成の基本となる重要な事項

項 目	第16期中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)
1．有価証券の評価基準及び 評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。 その他有価証券 市場価格のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は 全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法によ り算定）を採用しております。
2．固定資産の減価償却の 方法	(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附 属設備は除く)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8 ～ 5 0 年 器具備品 4 ～ 1 5 年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。
3．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額 の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における 退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末におい て発生していると認められる額を計上しております。 (3) 役員退任慰労引当金 役員の退任慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当 中間期末要支給額を計上しております。
4．その他中間財務諸表作成 のための基本となる重要な 事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によって おります。

会計方針の変更

第16期中間会計期間

（自 平成20年4月 1日

至 平成20年9月30日）

（リース取引に関する会計基準等）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号、平成19年3月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号、平成19年3月30日改正）が適用されたことに伴い、通常の売買取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

注 記 事 項

（中間貸借対照表関係）

第16期中間会計期間末 （平成20年9月30日現在）	
1 有形固定資産の減価償却累計額	102,789千円

（中間損益計算書関係）

第16期中間会計期間 （自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日）	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	16,194千円
無形固定資産	19千円
2 営業外収益の主要項目	
受取利息	14,929千円
受取配当金	6,137千円
3 営業外費用の主要項目	
投資有価証券償還損	375千円
4 特別損失の主要項目	
器具備品除却損	65千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第16期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当中間会計期間末
普通株式（株）	38,400	—	—	38,400
合 計（株）	38,400	—	—	38,400

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
-----	-------	----------------	-----------------	-------	-------

平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	96,000	2,500	平成20年3月31日	平成20年6月26日
----------------------	------	--------	-------	------------	------------

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（有価証券関係）

第16期中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの (単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
利 金 債	250,000	249,525	475
合 計	250,000	249,525	475

2.その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)

	取 得 原 価	中間貸借対照表計上額	差 額
証券投資信託	675,804	599,552	76,251
合 計	675,804	599,552	76,251

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第16期中間会計期間
（自 平成20年4月 1日
至 平成20年9月30日）

１株当たり純資産額 192,858円42銭

１株当たり中間純利益 5,151円91銭

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

（注）

１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第16期中間会計期間 （自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日）
中間純利益（千円）	197,833
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式にかかる中間純利益（千円）	197,833
期中平均株式数（株）	38,400

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は「金融商品取引法」の定めるところにより利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。 ）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）取締役の変更

取締役は、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により就任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一とします。

取締役の変更があった場合には、監督官庁に届け出なければなりません。また常務に従事する取締役が、法令に定める範囲内において、他の会社の取締役等に就任した場合、または退任した場合には、監督官庁に届出が必要となります。

（２）定款の変更

委託者の定款の変更に関しましては、株主総会の決議が必要となります。

（３）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

（ 1 ）受託者

名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額（平成20年 9 月末日現在）

324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概況 >

名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額（平成20年 9 月末日現在）

10,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（ 2 ）販売会社

名称	資本金の額 （平成20年 9 月末日現在）	事業の内容
農林中央金庫	2,016,033百万円	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

（ 3 ）投資顧問会社

名称

Wellington Management Company, LLP

資本金の額（平成19年12月末日現在）

689百万ドル

事業の内容

米国を中心に40ヵ国以上にわたり、一任契約に基づくポートフォリオ運用業務およびポートフォリオ運用に関する助言業務を行っています。

2 【関係業務の概要】

（ 1 ）受託者（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社））

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務等を行います。

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

（２）販売会社（農林中央金庫）

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

（３）投資顧問会社

委託会社から、親投資信託における外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図、投資判断、発注等を行います。

３【資本関係】

当証券投資信託の販売会社である農林中央金庫は、委託者の発行済株式総数の50.91%を保有しています。

なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

第 3 【参考情報】

当計算期間中において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる書類を以下のとおり提出しております。

書類名	提出年月日	提出先
有価証券報告書	平成20年 1 月16日	関東財務局
有価証券届出書	平成20年 1 月16日	
半期報告書	平成20年 7 月16日	
有価証券届出書の訂正届出書	平成20年 7 月16日	

独立監査人の監査報告書

平成19年12月17日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士 東 勝 次 印

業務執行社員

公認会計士 大 村 真 敏 印

業務執行社員

公認会計士 南 波 秀 哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「JA海外債券ファンド」の平成18年10月17日から平成19年10月16日までの第7期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「JA海外債券ファンド」の平成19年10月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年12月16日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 東 勝 次 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大 村 真 敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 南 波 秀 哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「JA海外債券ファンドの平成19年10月17日から平成20年10月16日までの第8期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「JA海外債券ファンドの平成20年10月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月28日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	秋 山 正 明 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	東 勝 次 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	南 波 秀 哉 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月26日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	秋 山 正 明 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	東 勝 次 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	南 波 秀 哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月26日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 東 勝 次 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 村 真 敏 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 南 波 秀 哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。